支えあいで安心の高齢期を

介護保険ってどんな保険？

Part⑤ ～介護保険で利用できるサービス～

介護保険の申請をして要介護１～５、要支援１・２と認定された人は、原則１割の自己負担で介護保険のサービスを利用できます。ただし、介護度によって利用できるサービスが限定されたり、利用料が変わります。

在宅でのサービス

◆サービスの利用について相談したい

居宅介護支援…ケアマネージャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します（ケアプランの作成および相談は無料です）。

◆自宅を訪問してもらう

訪問介護…ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

訪問入浴介護…移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

訪問リハビリテーション…リハビリの専門家が訪問します。

◆お医者さんの指導のもと、自宅で助言・管理をうける

居宅療養管理指導…医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

訪問看護…看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

◆施設に通う

通所介護…デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けます。

通所リハビリテーション…介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを受けます。

◆短期間、施設に泊まる

短期入所生活介護…介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

短期入所療養介護…介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を受けます。

◆施設に入って利用する居宅サービス

特定施設入居者生活介護…有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

◆生活環境を整えるサービス

福祉用具貸与…次の12種類が貸し出しの対象になります。①車いす②車いす付属品（クッション、電動補助装置など）③特殊寝台④特殊寝台付属品（サイドレール、マットレスなど）⑤床ずれ防止用具⑥体位変換器⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助つえ⑪認知症老人徘徊感知機器⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）

※要支援１・２、要介護１の人は①～⑥、⑪、⑫は利用できません。

福祉用具購入…次の５種類が購入の対象になります。（限度額：年間10万円まで）①腰掛便座②特殊尿器③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具部分

住宅改修…次の６種類が工事の対象になります。（限度額：１人につき20万円まで）①手すりの取り付け②段差の解消③滑り防止、移動の円滑化などのための、床・通路面の材料の変更④引き戸などへの扉の取り替え⑤和式トイレから洋式トイレなどへの取り替え⑥これらの工事に付帯する工事

施設に入所するサービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって３つのタイプに分かれます。

※要支援の人は利用できません。

介護老人福祉施設…つねに介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けます。

介護老人保健施設…病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けます。

介護療養型医療施設…急性期の治療が終わり、病状は安定しているが、長期間にわたり療養が必要な人が対象。介護体制の整った医療施設（病院）で医療や看護などを受けます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活できるように、地域の特性に応じた体制で提供するサービスです。

認知症対応型通所介護…認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）…認知症の高齢者が共同で生活し、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。※要支援１の人は利用できません。

▼問合せ先
役場健康福祉課福祉室
☎54・3111（内線153）